

# 少年とともに



## 全国付添人交流集会レポート

### 弁護士子どもSNS相談 — 子ども目線での相談窓口の拡充に向けて—

子どもの権利に関する委員会 黒松 百亜 Kuromatsu Momoe (54期・二弁)  
多摩支部子どもの権利に関する委員会 石渡 次郎 Ishiwata Jiro (73期・一弁)

#### 第1 集会で目指したこと

全国付添人交流集会とは日弁連が主催する研修会です。子どもの人権擁護活動に取り組む全国の弁護士が集い、少年事件の弁護活動・付添人活動を中心として各会が活動実績や研究内容を報告し合い、研鑽するという貴重な機会になっています。本年2月17~18日、第33回の同集会が長崎にて実施され、分科会の一つとして、当会及び多摩支部の子どもの権利に関する委員会の49期から73期まで総勢十数名のメンバーで、「弁護士子どもSNS相談」を発表しました。

当会では、2021年12月から常設の相談窓口として弁護士子どもSNS相談を実施しており、毎回10件前後、多い日は20件近く、子ども本人からの相談が寄せられています(執筆時現在LINEの友だち登録数3525名)<sup>\*1</sup>。今回、この弁護士子どもSNS相談を発表した目的は、ノウハウの共有と全国の弁護士との連携にあります。

LINE相談は、その利点であるハードルの低さや、相談者が子ども本人であるということなどから、法的手続に直結する相談は少ないため、無料相談を経て事件受任に至るというフローにはなりにくいのが実情です。加えて、当会では、完全リモートで実施するにあたり情報セキュリティのためシステム管理を外注していることから、その管理費用がかかっています。さらに、子どもの権利

擁護活動全般に共通することですが、子どもたちの抱える悩みや困難は深刻で、希死念慮や自傷歴を訴える子ども、精神疾患や何らかの障がいを抱えた子どもからの相談も少なくなく、相談を受ける弁護士側にも心的負荷がかかる一方で、経済的にペイする案件はほとんどないといっても過言ではありません。

完全リモートを前提とすれば一つのLINE相談を全国の弁護士と協働することも技術的に可能ですし、全国から相談が寄せられる以上、具体的な活動が必要な案件についても、全国の弁護士が相談対応に関わっていることで機動的に行うことができます。何より、子どもの権利擁護活動に熱心に取り組んでいる弁護士は全国にたくさんいるので、相談担当者にノウハウのある弁護士が増えることで相談体制が量・質とも拡充され、子どもにとってよりよい相談窓口になります。また、人材や予算をシェアすることで、弁護士及び単位の負担も軽減できると考えています。

こうした視点で、全国の弁護士との連携を見据えつつ、発表に臨みました。

#### 第2 分科会での発表

##### 1 発表の構成

3部構成とし、(1)LINE相談の取組み課題の紹介(多摩支部と当会とそれぞれについて)、(2)ロー

\*1 当会で実施している「弁護士子どもSNS相談」の取組みについては、二弁フロンティア2020年12月号「特別企画1. 弁護士による子どものためのLINE相談～子どもからのSOSにリーチする～」をご参照ください。

ルプレイ、(3)今後の展望の順で発表しました。

私たちが特に力を注いだのはロールプレイです。2つのケースを用意し、相談者(子ども)役は、ケース1については岡本共生弁護士(当会・73期)が、ケース2については石渡次郎弁護士(筆者)がそれぞれ担い、会場から各ケースにつき3名ずつ相談担当を引き受けてくれる弁護士を募り、実演してもらいました。相談者役は自分の携帯から相談を入力し、相談担当弁護士役は私たちが用意したノートパソコンから回答を入力し、そのチャット画面が会場のモニターで映し出されます。秋山俊弁護士(当会・68期)が、アドバイザーと司会役を兼ね、相談者のメッセージから読み取れる状況や心境を解説したり、相談担当者の回答のうち巧みな点を指摘したり、よりよい回答方法を助言するなどしながら、進行しました。

## 2 ロールプレイ

### (1) 設定

ケース1は、中学生からの部活内でのいじめケースで、体格について揶揄され、学校に行きたくないという設定です。ケース2は、父子家庭の小学生からの相談で、父親のお世話をしていること、父親から暴力を振るわれていること、そのため学校に通えていないことなどが断片的に語られるという設定にしました。

画像は、弁護士側から見た場合の相談画面で、右側が相談対応弁護士、左側が子ども(相談者役)の送ったメッセージです。

### (2) 講評

以下では、ロールプレイや発表を通じて講評されたノウハウのうち、ごく一部をピックアップす

〈ケース1〉	〈ケース2〉
あさしんどいです 09:48	死にたい 10:36
ここってこんなこと話してもいいんですか 法律と関係ないかな 09:49	うん 10:38
メッセージありがとうございます。 09:49 なんでも相談してください。 09:50	連絡してくれてありがとう 10:37 死にたいような気持ちなんだ(泣) 10:38 どうしたの? 10:38
なんでもってなんでも? 09:50	お父さんにいわない? ... 10:39
もちろん! 09:50	もちろん 10:39
学校行きたくなくて 09:50	約束だよ? 10:39
そうなんですわ 09:51	やくそくするよ 10:39
行かなきゃだめだよわ 09:51	わかった 10:39
どうかな、行かなきゃいけない、ってこともないような 09:51	お父さんに怒られたり お父さんをたずねたり いやになってきた 10:40
そうかな 10:03	いっつもおこられていないことはイダさんにはなしているのかな? 10:59
そうだよ 10:03	この間はほったたかれたよ イダさんには話せない ごみ出すときに会うくらいだから 11:00
でもやっぱり色々言われるのは嫌だね 10:04	ほうりよくもふるわれているんだね。 11:00
うん 10:04	たまにだよ お父さんは悪くないよ 11:01
... 部屋で見えてくれる大人の、顧問の先生とか、 話は来てくれないのかな 10:04	ごみじろうさんがだしているんだね 11:01
顧問にはいいにくいよ 10:04	僕が出したり、お父さんが出したり 11:01 学校にいけないの? 11:02
聞いて 10:04 そっかあ 10:04	学校にいきたくないんだね。 11:02
きけない 10:04 いえない 10:04	うん 11:02 いきたい 11:02
顧問の先生も、練習中のごみみてくれるからなあ 10:04	

る形でご紹介します。

### ①傾聴とヒアリング

大人は最初から問題点がどこにあるかということが分かっている、「こういう問題なんです」という話で相談が開始しますが、子どもは、今自分に起きていることが、どのような問題なのかが分かっていないまま、とりあえず相談を投げかけてくることがあります。ですから、例えば「朝起きられない」とか「死にたい」という発信しかなくても、軽々に法律相談ではないと決めつけるのではなく、この子が、普段どのようなことをされているのかということ掘り下げる必要が出てきます。よく分からないままにしてはいけません。相手が言っていることを「うん、うん」とただ聞いているだけの受動が「傾聴」ではなくて、弁護士としての相談対応である以上、相談者の伝えたいことや相談者の抱える困難な状況を「聞き出してあげる」という能動的なヒアリングが大切です。

### ②相談しやすくするための工夫

ただ、聞き出そうとすると、どうしても質問攻めになってしまうという点に気をつけないとけません。「どういうことがあったの」「なぜそうしたの」等と質問攻めにすると、責められたような受け止めになることもあります。加えて、LINEは文字だけのやりとりですから、対面や電話での相談のように、表情や声色でこちらの感情を伝えたり雰囲気や和らげたりということができません。文字でのメッセージ上でも、話しやすさを意識する表現や工夫が大事になってきます。

### ③意思表示支援や解決に向けた助言

「その人に相談してみたら？」だけで終わってしまう相談員がいますが、周囲の大人たちに相談できないからこのLINE相談にきているわけなので、まず「今、この子がその大人に対して相談できないのは、どのようなことが原因なのだろうか？」ということ、一緒に考えてあげる必要があります。それを聞いた上で「じゃ、どうやったら、誰に相談できるか一緒に作戦会議しよう」というように、

周囲の資源を利用できる方法を一緒に考えて提案するということが必要です。これは、こちら側の考えを押しつけることではありません。子どもの意思決定、自己決定権を尊重して、あくまで選択肢を提示して、「君の立場では、このような選択肢がありますよ。そのどれが一番やりやすいかな？」ということを示してあげるということです。これこそ、子どものエンパワメント、意思表示を支援する活動そのものなのです。

### (3) ロールプレイを通じて

以上のとおり、題材は子どもからのLINE相談に関する講評ですが、大人からの法律相談についてもまったく共通するノウハウであることがお分かりいただけると思います。また、20代以下はデジタルネイティブな世代と言ってよく、世の中の急速なDX化に伴い、ますますオンライン上でのやりとりが増えることが予測されます。そうした時代の流れに照らしても、オンライン上の相談の在り方についてもノウハウを蓄積することは急務だと思われます。

## 第3 ロールプレイを担当した若手から

### 1 単発のLINE相談で感じた限界

この集会に参加する前は多摩支部の単発のLINE相談に参加したくらいで、子どもLINE相談の開設経緯等についてあまり分かっていない状態でした。ただ、相談担当をする度に、「多摩支部のLINE相談は、長期休み中に数日しか実施できない。悩みを抱えている子たちには、一時話を聞いてもらえればよい子もいるかもしれないが、継続的なサポートが必要な子もいる。この休みの相談が終わると、しばらくこのLINE相談は使えない。中には、ようやくこのLINE相談につながってくれた子もいるだろう。今は、目の前の子一人と一生懸命にやり取りしているが、この相談が終わってしまったら、この子は大丈夫なのだろうか。支えてくれる人がいるのだろうか。そう考えると、今あまり丁寧に対応し過ぎると、この子は、相談が途切れたときに、その反動に耐えられるのか。」

などと思い悩んだりしていました。そうした中で、多摩支部でも常設化するに先立ち、常設化までの過程や課題を把握することができた点などは、非常に有意義でした。

## 2 ロールプレイで苦勞した点

私は、今回の分科会におけるロールプレイのシナリオ作成と相談者役を担いましたが、これがまた大変な作業でした。実は、題材にしたケースは自分自身の幼少期の経験に基づいていたのですが、小学4年生という子どもを演じなければならないので、よりリアルな相談者役を演じるためにかなり苦勞しました。

また、自分が体験したことであっても、人は辛い記憶を無意識的に忘れようとする傾向がありますし、日常生活における様々な出来事や思い出と切り離せないのが、例えば、「どんな辛いことがあったのか」という抽象的な問い方をされた際に、弁護士が聞き出したいであろう具体的な事実をすぐに想起できなかつたりしました。大人になって整理して振り返ろうとしても説明が難しいのですから、虐待の渦中にある子どもが、事実関係を分かりやすく伝えることは本当に困難であろうと感じました。

さらに、シナリオ作りや相談者役を務めるにあたり、自分が相談担当弁護士役だったらどう対応するかという視点も必要だと考え、日弁連子どもの権利委員会の『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル』（明石書店）を読んで勉強しました。虐待分野の基本的な知識や、同種の相談が来た時にどういった対応を取るべきなのか、とてもよい勉強になりましたし、虐待関係の事案に取り組むにあたって、こうした勉強が活かしていると実感しています。

## 3 分科会に参加して得たもの

分科会後のアンケートでは、「非常にリアルだった」「自分ならどう返信するかを考えながら参加でき、緊張感をもって受講できた」という声が寄せられ、苦勞した甲斐があると感じました。また、日頃は単位会で活動していますが、全国には子ども関係の活動をしている先生方がたくさんいて、

その集大成を学ぶことができたことなども、とてもよい刺激になりました。1年に1回あるので、来年の参加も楽しみです。

## 第4 総括

発表後のアンケートでは、非常に好意的なコメントが寄せられるとともに、LINE相談の必要性・有用性は明らかであるものの、単位会の規模によっては人的資源や予算の制約から単体で実施することが難しいという率直な感想も複数ありました。子どもからの相談に県境がない以上、全国統一のシステムでの実施を模索するべきでは、という提案も散見されました<sup>\*2</sup>。

また、分科会には、神田安積元会長がサプライズで(?)参加してくれていました。困っているのに弁護士までたどり着けない人々がいること、それは子どもの問題だけではなくて大人の問題でもあること、弁護士会としてもそうした人々にアウトリーチしていく必要があることなど、このLINE相談の意義を強調してくださり、たいへん励みになりました。

約3年前に有志で始めて以来、常に手探りで走りながら制度を作っているというのが実態です。ただ、このLINE相談を通じて、周囲に相談できず、または相談しても裏切られ、一人で苦しんでいる子どもたちがたくさんいるという現状を目の当たりにしました。様々な課題はあっても、常に「子どもにとって」相談しやすいツールであるという視点を忘れず、できることにトライする姿勢を貫きたいと思っています。



\*2 なお、他会との連携の足掛かりとするべく、当会では、本年5～6月「弁護士子どもSNS相談～みんなであつながり、あの子へ届け～」というイベントを実施し、1か月の期間限定で、他会会員にLINE相談の相談担当弁護士を体験してもらいました。6つの単位会から合計14名の弁護士が参加してくれ、意見交換を行うなど、非常に有意義な機会となりました。